

# 報告事項 資料

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について

## 1 感染拡大防止について（学校の衛生管理マニュアルの改訂への対応について）

### （1）学校の衛生管理マニュアルの改訂に伴う対応

- ・ 令和2年12月3日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡を受け、令和2年12月4日付け、各県立学校、市町村教育委員会等に感染予防対策の徹底を通知（学校関係者の感染状況のデータやその分析の更新、冬季の感染症対策、臨時休業の考え方について改訂されたもの）

### （2）学校の衛生管理マニュアルの主な更新ポイント

- ① 感染状況等のデータやその分析の更新
- ② 感染拡大地域における学校教育継続の考え方について追記
  - ・ 特に小・中学校は、地域一斉の臨時休業は基本的には避けるべきと明記
  - ・ 中高生について、感染の状況に応じて、マスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限する対応を検討することなどを追記
- ③ 冬季の対策について追記
  - ・ 冬季でも可能な限り常時換気に努め、室温低下により健康被害が生じないよう暖かい服装を心がけることや、室温が下がりすぎないように空き教室を活用して行う「二段階換気」等について追記
  - ・ 地域に応じた換気の方法を紹介
- ④ マウスシールドについての注意喚起を追記
- ⑤ 感染者が発生した場合の臨時休業の考え方を再整理
  - ・ 「感染者が発生したらまず臨時休業にする」対応を見直し、臨時休業の要否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り行う旨を明記
- ⑥ その他
  - ・ 「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」の活用について追記
  - ・ 体育のマスク着用について追記
  - ・ 給食等の昼食をとる場面の留意事項を追記
  - ・ 健康診断の実施について追記
  - ・ 「学校等欠席者・感染症情報システム」加入のメリットを紹介
  - ・ 幼児のマスク着用について、厚生労働省の見解を踏まえ追記

## 2 学習活動（進路指導）への影響と対応について

### （1）就職指導（就職先決定への影響、今後の指導）

- ・ ハローワークや県広域振興局の就業支援員との連携による、丁寧な進路指導
- ・ 生徒が応募を検討する事業所等を理解するための職場見学等の支援

### （2）進学指導（進学先決定への影響、今後の指導）

- ・ 経済的理由により大学等の進学や修学を断念することがないよう国の給付型奨学金等の活用
- ・ 臨時休業中においても、学びの継続を図るために、高等学校及び特別支援学校高等部の3年生を対象に、オンライン学習支援サービスを導入

### （3）高校入試における感染防止対策

- ・ 感染防止対策として一般入試の当日時程を見直した上で、面接を実施しないこととするなどの対策の実施
- ・ 受検者同士の間隔を概ね1メートル以上とする座席配置
- ・ トイレ出入口付近等への消毒スプレーの設置

## 基本的な考え方

- ・ 岩手県教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症の発生及びその感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康、安全の確保を図ること及び教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、以下に掲げる様々な対策や対応に取り組んでいます。
- ・ 教育活動を進めるに当たっては、令和2年度から順次実施される新学習指導要領のポイントである、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成します。
- ・ 東日本大震災津波で学んだ教訓を踏まえた「いわての復興教育」の考えを生かしながら、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことのない状況にも対応した取組を進めています。
- ・ 引き続き、児童生徒・保護者の理解と協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、児童生徒の健康、安全が守られるよう取り組んでいきます。

## 「学校の新しい生活様式」に対応した取組状況等

○ 1～3の対策や対応は、各学校の実情に応じ、工夫して行われています。

## 1 感染拡大防止対策

## (1) 基本的事項

・ 咳エチケット(常時マスクの着用等)や手洗いなどの感染症予防対策について、児童生徒への徹底した指導

・ 学校における児童生徒の丁寧な健康観察

## (2) 通学時

・ 家庭と連携した体温測定や風邪症状等の確認

・ 特別支援学校における「3つの密」対策を講じた通学用バスの運行

## (3) 授業時

・ 教室内の座席間隔をあげ、児童生徒同士の距離の確保

・ 対面を避けた机の配置

・ 式典や全校集会活動を控え、校内放送の活用や時間の短縮

・ 冬季でも可能な限り常時換気(難しい場合は30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと換気)

・ 常時換気と組み合わせた常時エアコン等による送風

・ 近距離での活動や向かい合っでの発声等が必要な授業等における指導計画や指導方法の見直し

・ 材料、用具を扱った際には、授業終了後に手洗いや消毒を徹底

## (4) 給食時

・ 給食時はグループ形態にせず、一定の机の間隔を保持した状態での食事、飛沫を飛ばさないような席の配置

・ 給食時の会話は回避、食後の歓談時のマスクの着用

・ 特別支援学校における学部ごとに分けた時差給食

## (5) 休み時間

・ トイレ休憩の混雑の緩和

・ できる限り家庭での活動を奨励

## (6) 環境整備

・ 教材や教具を共用で使用する場合の使用前後の手洗いの徹底

・ ドアノブ・階段の手すりなど多数の児童生徒が触れる場所(箇所)の水拭きと消毒

## (7) その他

・ ホームページや一斉送信メールを活用する等、児童生徒及び保護者への連絡体制の確立

・ 不特定多数との接触を低減するための校外活動の見学先・宿泊・食事場所等の変更

・ 対面式や応援歌練習など各種学校行事の開催の工夫や中止・延期

・ 寮においても、対面を避けるなどの食事中の座席配置など感染防止の徹底



## 2 部活動における対応

## (1) 基本的事項

・ 生徒本人及び保護者の意向の尊重と強制しない部活動参加

・ 参加生徒の健康状態の把握と体調管理の徹底

・ 教師や部活動指導員が部活動実施状況を把握

・ 統括団体(全国連盟・協会等)が作成するガイドラインを踏まえた部活動の実施

## (2) 活動に当たっての留意事項

・ 活動場所のこまめな換気や消毒等の感染拡大防止のための措置

・ 更衣室や部室の短時間の利用

・ 生徒の体調等を考慮し活動時間や休養日を適切に設定

・ 感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な活動

・ 遠征は、遠征先等の制限等を確認し、学校として判断

・ 遠征は、生徒の健康状態を把握し、事前に保護者の同意の徹底

・ 大会への参加は、感染状況等を考慮し必要性を各学校で判断

・ 活動以外の場面も含めた感染防止対策の徹底



## 3 偏見や差別の防止

・ 「特別の教科道徳」をはじめとして、あらゆる教育活動において、機会を捉えて「いじめ」について考え話し合うことで、いじめの防止に向けた意識の啓発

・ 日頃からいじめを許さない学校づくり

・ 細やかな観察や面談の実施

・ いじめの可能性を察知した場合には、被害児童生徒の立場に寄り添い、迅速かつ丁寧に対応

・ 加害児童生徒に対しては毅然とした姿勢で対応

・ インターネットやSNSにおける悪ふざけや、誹謗中傷等を行わないよう、保護者への啓発も含め、繰り返し指導

・ スクールカウンセラー等と連携を図りながら、きめ細かな対応や心のサポート

・ 新型コロナウイルスの感染等による偏見や差別に限らず、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底

・ 児童生徒の発する小さなサインを見逃すことがないように日頃から児童生徒の理解を徹底

## 震災の教訓を生かす

## 「いわての復興教育」を生かした取組

## 復興教育のねらいとの関連

東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育の中に生かし、その復興・発展を支える人材を育成するための3つの教育的価値【いきる・かかわる・そなえる】を育てること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、知識・理解を深める。
- ・ 感染しないための考え方、適切な行動についての判断力、実践力を身に付ける。
- ・ 学校・家庭・地域が互いに知恵や力を出し合い、協力して困難を乗り越えてきたところであり、今後も同様に取り組んでいく。

## ○ 臨時休業に備えた学びの保障

- ・ 県立学校におけるオンライン学習支援サービス(民間教育サービス)の実施
- ・ 全県立学校に無線LAN環境を順次整備
- ・ 県立高校生生徒への緊急時貸出用タブレット端末を順次整備